

京丹後市告示第 号

京丹後市葉たばこ振興緊急支援対策補助金交付要綱を次のように定める。

平成17年 月 日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市葉たばこ振興緊急支援対策補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 市は、丹後国営開発農地における就農者にとって重要な基幹作物である葉たばこが今後永続的に栽培が続けられ、丹後国営開発農地が産地として存続できる条件整備を行うため、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）、京丹後市農林水産業補助金交付要綱（平成16年京丹後市告示第103号）及びこの告示の定めるところにより、京丹後市葉たばこ振興緊急支援対策を2年度（平成17年度から平成18年度まで）に限り実施し、予算の範囲内において葉たばこ振興緊急支援対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

（支援事業）

第2条 この告示において「葉たばこ振興緊急支援対策」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 地力再生促進緊急支援対策事業
- (2) 良質苗育苗緊急支援対策事業

（事業の趣旨並びに補助金の対象経費、補助率等）

第3条 前条各号に掲げる事業の趣旨、事業ごとの補助金交付の対象者、対象経費並びに補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金交付申請及び申請の制限等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、京丹後市農林水産業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金交付申請手続を行うものとする。

（その他）

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年11月10日から施行する。
- 2 この告示は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

1 地力再生促進緊急支援対策事業

1 事業の趣旨	葉たばこ栽培における病害を防除し、地力のあるほ場条件構築を促進するための資材投入に対する経費に対し補助を行う。
2 対象者	丹後国営開発農地において、葉たばこ栽培を行う認定農業者であり、かつ今後も継続して本市農業の担い手であるとして市長が認める農業者
3 対象経費	京丹後市土づくり促進対策事業補助金交付要綱（京丹後市告示第270号）第2条に規定する対象事業に該当しないたい肥及び土壌改良資材であって、ほ場に投入されたたい肥及び土壌改良資材の購入経費
4 補助率及び補助限度額	対象経費の1/3以内。ただし補助金額は、10アール当たり3万円を限度とする。

2 良質苗育苗緊急支援対策事業

1 事業の趣旨	葉たばこ栽培における良質苗の育苗及び本数の確保を目的に、子床苗床用専用培養土の購入を行った農業者に対し補助を行う。
2 対象者	丹後国営開発農地において、葉たばこ栽培を行う認定農業者であり、かつ今後も継続して本市農業の担い手であるとして市長が認める農業者
3 対象経費	子床苗用専用培養土の購入経費
4 補助率	対象経費の1/3以内